時事新報

第千二百廿六號
明治十九年三月十八日　木曜日
舊丙戌二月十三日（丁丑）
日出午前六時零九分　日入午後六時零九分　月出午前四時三十四分　月入午後三時三十二分　滿潮午前[illegible]時[illegible]分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

[illegible]○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送賃料ニテ配達（[illegible]ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

[illegible]、横須賀、從神奈川至小田原驛、函根七湯、大阪、京都、大津、[illegible]、岡山、和歌山、神戸、高知、下ノ關、長崎、[illegible]、岡崎、豐橋、四日市、津、松坂、山田、仙臺、福島、二本松、[illegible]、石ノ卷、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、[illegible]ヶ谷、浦和、熊谷、久喜、關宿、千葉、登戸、寒川、佐倉、東金、市[illegible]

[illegible]ノ賣捌所ハ同レク郵税不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
一行ヨリ十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
十一行ヨリ三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

○日本國の鐵道事業　五

即座に三千四百餘萬の鐵道資金あり

政府が上野の高崎より美濃の大垣まで中山道の一線を通じ鐵道を敷設するその資金として中山道鐵道公債證書を發行したるは去る明治十六年十二月の事にして其募集金額二千萬圓は昨十八年の九月までにて悉皆募り濟みとなり今月今日迄の二千萬金中の若干部分が中山道の鐵道と變形したるやは茲に我輩れ明言する能はざる所なれども兎に角に額面二千萬の證書は民間に散じてこれに對する二千萬の正金は收めて政府の國庫中に入りたるは明かなり然るに同鐵道公債證書條例の發布以來[illegible]今日高崎大垣間の新定線路中既に開業に至りたる部分は幾何ありやと云ふに唯高崎以西横川まで十八英里の場所れ之よしてその他尾張の半田港より美濃に通ずべき線路、并に越後の直江津より信州上田に入る線路れ如きその工事何れの邊まで捗取りしるか我輩の詳ふする能はざる所なれども一は直江津港より輕井澤まで一は半田港より名古屋近くまで軌條の布設を畢りたりとの報もあり、今この報を確かなるものと看做して計算するも兩路線路れ延長は四十英里内外なるべくこれに高崎横川間を合せても尚ほ六十英里の邊りれあふん十六年の十二月より十九年の三月に至るまれ間に二千萬の大金は空しく國庫中に聚り居ながら其工事の遲々緩慢宛ながら蟻步蠶行するに似たるはこれ文明の推進を冀望する我輩に於て最と待遠に堪へざる思ひあるなり然れども此二千萬圓が利息も附かず日本國民の監理にも關係なき恩德金ならば縱へろの工事を中止し置きたりとて何の差支もあき譯なれとも荷くも此二千萬圓には年利七分即ち一百四十萬圓の利子なるもの附屬しあるが故に此金の使用に一箇月を後らすときは十一萬餘圓、二箇月を後らすときは二十三萬餘圓と云ふ大金が無益に消失しそれぞの損失は國民の金を費すと與に結局は日本國中の納税者が之を擔當せざる可らざるなりと云ふ事亦不經濟れ甚だしきものにあらずや然れば實際れ工事の許す限りは速かに此二千萬圓を使用し盡して明治十九年の今年中には中山道鐵道の事業武斷行を見んと日本國の文明進運の爲めに最も切望して止まざる所なり

右の如く中山道鐵道公債の二千萬圓を即座に利用して一方に高崎大垣間の聯絡を附すると同時に他の一方には日本鐵道會社の拂込未濟株金一千四百餘萬を徵收して早く東京青森間に線路架設の工事を畢へし先なは北は青森の一端より南して日本國れ首府たる此東京を中に挾み大垣より更に又長濱より大津まで琵琶湖の東岸に沿ひ四十英里の處に新に線路を開きなこ一線直ちに奔せて西京大坂に通ずべしなり尤もこの四十里間の鐵道布設資金の項に至りては中山道れ鐵道資金中に更にも二百萬は容易に辨じ得べきとなりとして兎に角に前記三千四百萬圓の鐵道資金は即座に之を利用して青森西京間の聯絡を通ずる實に無造作れ業たるべきなり

斯る議論に對しては世の論者中左れ如き言を吐く人あらんも知れず曰く時事新報記者が鐵道の工事を急ぐの議論は尤もなれども一應、物の實際をも考へ見るべし第一中山道の工事の如き高崎より横川邊までは坦道故に工事にも妨げなしと雖とも前面直ちに碓氷の峻嶺ありてその峠至大至重の難場あるば獨り之を穿鑿るれみふくも三四箇年の星霜を費さゞる可らず又大垣より以東に進むにも揖斐川、長良川、若くは木曾川の如き惡川惡流、充ち滿ちて其鐵橋の架設のみにても非常の手間と潰ぶをは必定、紙上の空論と工事の實際とは案外に相違ある者あり左れを當局者に於ても大に此邊に注意と加へ北は直江津より上田に入り、南は半田より美濃に進み東は高崎より碓氷峠を貫き西は大垣より揖斐川その他の諸流を渉り東西南北、四面同時に進擊の手筈にはなきども何分にも信州濃州の兩國は日本國中て名打ての山國又川國なるが故に實際の工事記者の言の如くに捗取らざるも誠に致し方なき次第ならん又次に日本鐵道會社の線路とても成る程中山道ほどの險峻困難は無からんと云ふと雖ども宇都宮より以北白河福島仙臺より青森に近づくに隨ひ人家稀れに荒野多く三冬は積雪、人馬迹を絕て白皚々を鎖すと云ふ偏僻の土地柄なれば縱へ山少く川少しとするも工事上萬般の不便あるに相違なきなり現在同社にて目下起工中の鹽釜、仙臺間の鐵道れ如きも冬時降雪のあるが爲めに工事上非常の困難に出逢ひ土盛丈も大概出來したるども軌條の敷設は凝險の季節まで見合せ居ざるを得ずとあり據釜仙臺間既に然り況んや仙臺以北青森の邊にも至らば一箇年中、六箇月乃至四箇月間は全く工事を廢せざる可らず斯る實際の困難より見るときは鐵道工事の捗取らざるも深き面譯あることにて局外人の想像とは反對れ情實も多し云々と

我輩は右の駁論を聞き次にこれに對して日本國鐵道工事の斯く遲々するも畢竟この世界中、日本は一國と限りて然る譯あるに非ざる次第を述べ以て大方の評を仰がんと欲するなり

（未完）

官報

○朕交際官及領事官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年三月十六日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣　伯爵井上馨

勅令第五號

交際官及領事官制

第一條　交際官ノ制ヲ定ムルコト左ノ如シ　特命全權公使　勅任一等　辨理公使　勅任二等　代理公使　奏任一等　公使館參事官　奏任一等　公使館書記官　奏任二等三等四等　交際官試補　奏任五等六等○第二條　各公使館ニ書記生ヲ置ク判任トス專ラ公使館會計ノ事務ニ從事セシム○第三條　交際官ノ未タ任所ヲ命セラレザルモノハ無任所外交官トシテ外務省ニ出仕シ外務大臣ノ指命スル所ニ就キ事務ニ從事ス　無任所外交官ハ公使五人參事官書記官交際官試補十六人ヲ超過スルコトヲ得ズ○第四條　領事ノ制ヲ定ムルコト左ノ如シ　總領事　奏任一等　領事　奏任二等三等四等　副領事　奏任五等六等　領事館書記生　判任○第五條　領事ヲ置カザルノ地ニ於テハ便宜貿易事務官ヲ置クコトヲ得　貿易事務官ハ奏任三等以下トス

（本年三月十七日官報）

雜報

○大阪通信　三月十日大阪通信員發

○分擔責任　本日發電せし如く大阪府廳にては今度從來れ組織と一變し舊の十二課と二分して大少書記官の受持と定め則ち遠藤大書記官は庶務、警察、土木、會計、議事、收稅の六課と擔任し武內少書記官は勸業、兵事、衛生、地理、學務、監獄の六課を擔任して各其責任を負ふ事となり而して府知事は一般に之を總理する筈なり

○戶長役場減少の議　昨年十一月の大阪府區部通常會の折り同會の建議に係る區部の戶長役場を全廢して從來の東西南北の四區と八區に分畫し戶長役場の事務と八區役所にて取扱ふ事に爲さんとするの方案は直に內務卿に上申したる處當時の風說にては右は多分採用にならんと云ひしが此頃聞く所に據れば右區役所分畫の事は到底許可にならずして從來四十三箇所の戶長役場を二十箇所に減少すべしと云へり斯く戶長役場を減少する時は從前の費額れ半額を減ずる事と得ると云へば此案にして行はるゝ時は建議者が熱心せし費額減少の旨意にも適ひ旁々都合好かるへしと云ふ○坂堺間鐵道往復切符　同鐵道にては乘客便利れ爲め來十五日より難波、住吉、大和川の三驛に於て下等乘客に限り往復切符を賣出すことゝなりしが賃金は是迄通りなりと○船中の廣告　大阪西區の府會議員谷五兵衛氏は今度大坂商船會社と約定して新聞紙同樣諸人の依賴を受け賣品其他諸般の廣告を印刷し之を竪二尺横三尺れ雨硝子額面に挿入して汽船室內乘客の見易き處へ掲示せんと同會社へ照會の上其承諾を得たるを以て來月一日より實施する都合なりと○大阪商業學校にては今度商品ある學科を敎授する事となり化學、代數及其他の二科を增さん事を文部省へ伺中なりと

○京都通信　三月十日西京通信員報

○京都商工會議所にては兩替物市場改良は會議を開きたる事は本日電報にても報道せし所なるが元來兩市場は開市の初めよりとかく不評判なりしが當今に至りては小額[illegible]規則に違ふ賣買品と市場に出さずして商本の[illegible]り直に仲買人へ撿査する者追々多くありたるを以て更に商人は撿査を禁止する事を織屋掛へ迫り又仲買人は[illegible]市場開設以來大なる損害を受くるを以て其撿査の[illegible]

にせん事と
膽如何を
設立は府廳
會議所ふて
見と持せ
遂には產業
る八日關係
たる上同夜
さるなりと
判然定まふ
も紛らはし
左の如く定

問屋
本造物
亂造物
玉糸類

○金澤通信
○練兵場
練兵場にて
聽なる地所
臨匠町の三
箇町は元は
と戶數次第
ありを總
社は本月二
とする事、來
れ汽船一艘
事、社費
事等を議決
用掛米山道
入の事をも
福岡縣より
の四老農を
等に從事せ
○函館通信
當地は例年
[illegible]は少し
て頗る暖
白とあり
るか○今度
發非とあり
立たる處に
理局に屬す
所用ありて
聽の模樣を
は未だ
きども其
合ふ至らざ
稅四分稅等
たる價格よ
る由なり○
街中
の深さに
し又札
車なりあ
ふて大に便
去月廿二日